

第 52事業年度(2023年度)

# 事業報告書

2023年 4月 1日より  
2024年 3月31日まで

東京都千代田区有楽町1丁目1番1号  
公益財団法人ニッセイ文化振興財団

## 第52事業年度(2023年度)事業報告書

2023年4月1日より2024年3月31日まで

### ○ 事業概要

- ・ 本年度の財団主催公演は新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策を徹底の上、「ニッセイ名作シリーズ 2023」、開場60周年記念公演「日生劇場ファミリーフェスティバル 2023」、開場60周年記念公演「NISSAY OPERA 2023」を開催した。
- ・ 日生劇場での貸し公演については、予定通り開催された。

### I. 舞台芸術事業

#### ① 「ニッセイ名作シリーズ 2023」の主催

- ・ 児童・青少年の豊かな情操と多様な価値観を育むことを目的として、「ニッセイ名作シリーズ」を主催し、小学生を59公演に無料招待した。

#### <日生劇場公演>

開催月	演目	公演数	招待校数	招待人数
6-7月	ミュージカル「ジャック・オー・ランド ～ユーリと魔物の笛～」(新制作)	37回	333校	35,899名

#### <地方公演>

開催月	演目	公演数	招待校数	招待人数
8-9月	音楽劇「精霊の守り人」(新制作)	16回	279校	20,455名
2月	舞台版「せかいいちのねこ」(新制作)	6回	76校	7,736名
地方公演 計		22回	355校	28,191名

ニッセイ名作シリーズ 2023 総合計	59回	688校	64,090名
---------------------	-----	------	---------

② 開場60周年記念公演「日生劇場ファミリーフェスティバル 2023」の主催

- ・ ご家族で本格的な舞台芸術に触れていただく事を願い、バラエティに富んだ作品を低廉な料金で紹介する「日生劇場ファミリーフェスティバル 2023」を主催し、全公演を開催した。
- ・ なお、チケットの売れ行きを勘案して、「精霊の守り人」では1公演の追加公演を開催した。

開催月	演目	公演数
7月	音楽劇「精霊の守り人」(新制作)	13回
8月	舞台版「せかいいちのねこ」(新制作)	4回
//	バレエ「くるみ割り人形」～日生劇場版～	6回

③ 開場60周年記念公演「NISSAY OPERA 2023」の開催

- ・ オペラの普及、啓発を目的に、国内外で活躍している実力派のオペラ歌手やスタッフによる最高水準の舞台芸術を紹介する「NISSAY OPERA 2023」を計画し、全公演を開催した。

	開催月	演目	公演数
主催公演	5月	オペラ「メデア」(日本初演)	2回
	11月	オペラ「マクベス」(新制作)	2回
共催公演	11月	東京二期会共催オペラ 「午後の曳航」(日本初演)	4回

- ・ また、中高生への情操教育を目的として、総合芸術であるオペラの観劇機会を低廉な料金で提供する「日生劇場オペラ教室」を計画し、全公演を開催した。

開催月	演目	公演数
11月	オペラ「マクベス」(新制作)	3回

④ 日生劇場公演作品の地方における上演(一般向け有料公演)

- ・ 地方における舞台芸術の振興を目的に、日生劇場において上演した舞台作品を全国各地の劇場と共同で主催し、開催した。
- ・ なお、助成金不採択に伴い、共同主催となる劇場の負担が増加する見込みとなったことを受け、「精霊の守り人」盛岡公演の開催が見送りとなった。

開催月	演目	公演数
9月	オペラ「メデア」(日本初演)	1回
8-10月	音楽劇「精霊の守り人」(新制作)	4回
2月	舞台版「せかいいちのねこ」(新制作)	2回

⑤ 「ニッセイ・バックステージ賞」の選考と表彰

- ・ 舞台芸術を裏から支え、すぐれた業績を挙げている舞台技術者を表彰し、永年の功績を讃えるとともに、後継者の育成を目的に、第29回「ニッセイ・バックステージ賞」表彰候補者の選考と表彰を行った。

[第29回受賞者] 林 なつ子氏 (舞台衣裳製作)  
米田 ゆり氏 (バレエピアニスト)

⑥ 「日生劇場舞台フォーラム 2023」の主催

- ・ 舞台技術者の育成・支援を目的に、第一線で活躍する演出家や舞台芸術家をパネリストに迎え、第30回「日生劇場舞台フォーラム 2023」を主催した。参加者入場での開催、合わせて YouTube の日生劇場公式チャンネルで無料動画配信した。

⑦ 一般財団法人舞台芸術センター/劇団四季主催の「こころの劇場」協賛について

- ・ 全国で約47万名の児童を招待する「こころの劇場」へ協賛し、児童向け舞台芸術公演の支援を行った。

## II. 協力事業

- ・ 人形劇団ひとみ座と協同で、東日本大震災の被災地域である福島県の大学生による子ども向け人形劇公演に協力した。なお、福島県での当事業は2023年度を以って収束とする。

## III. 事業資金確保のための募金活動

- ・ 各界の支援、協力を得て、運用財産として1億7,925万円の寄付を受領した。

## IV. 日生劇場の運営・管理受託業務

- ・ 日本生命保険相互会社より委託を受けて、日生劇場の管理・運営を行った。管理運営業務として、下記の通り、貸与をした。

### <劇場の貸与状況>

劇場使用者	上演作品	上演期間
東宝株式会社	「ザ・ミュージック・マン」	2023年4月11日～5月1日
株式会社TBSテレビ	「エリザベス・アーデン vs ヘレナ・ルビンスタイン」	2023年5月7日～17日
東宝株式会社	「ラグタイム」	2023年9月9日～30日
松竹株式会社	「キャメロット」	2023年10月7日～28日
東宝株式会社	「ベートーヴェン」	2023年12月9日～29日
東宝株式会社	「トッツィー」	2024年1月10日～30日
株式会社梅田芸術劇場	「テラヤマキャバレー」	2024年2月9日～29日
株式会社ホリプロ	「カム フロム アウェイ」	2024年3月7日～29日

○ 処務の概要

I. 理事会

開催年月日	主な議事事項	会議の結果
2023年5月19日	第51事業年度(2022年度)事業報告並びに決算(案)の件	原案通り可決
	定時評議員会招集の件	原案通り可決
	2022年度 内部管理プログラムの点検結果について	報告
2023年6月26日	代表理事・業務執行理事の選任の件	原案通り可決
	常勤理事の報酬等配分の件	原案通り可決
	退任常勤理事に対する役員退任慰労金支給の件	原案通り可決
2024年3月6日	定例評議員会招集の件	原案通り可決
2024年3月19日	第53事業年度(2024年度)事業計画並びに予算概要の件	原案通り可決
	2024年度 内部管理プログラムの件	原案通り可決
	重要な使用人選任の件	原案通り可決
	2025年度主催公演(予定)	報告

II. 評議員会

開催年月日	主な議事事項	会議の結果
2023年6月26日	評議員・監事・理事選任の件	原案通り可決
	退任常勤理事に対する役員退任慰労金支給の件	原案通り可決
	第51事業年度(2022年度)事業報告並びに決算の件	報告
2024年3月19日	第53事業年度(2024年度)事業計画並びに予算概要の件	報告
	2024年度 内部管理プログラムの件	報告
	重要な使用人選任の件	報告
	2025年度主催公演(予定)	報告

III. 主たる契約に関する事項

契約年月日	契約先	契約の概略
2023年4月19日	株式会社TBSテレビ	劇場使用契約書
2023年6月5日	日本生命保険相互会社	「ニッセイ名作シリーズ」公演への協賛に関する契約書
2023年6月5日	四季株式会社	ニッセイ名作シリーズ2023新作ミュージカル「ジャック・オー・ランド ～ユーリと魔物の笛～」公演に関する契約書
2023年6月19日	株式会社アート・ステージ ライティング・グループ	舞台照明業務委任契約に関する協定書
2023年6月19日	株式会社俳優座劇場	舞台公演附帯業務委任契約に関する協定書
2023年8月7日	東宝株式会社	劇場使用契約書
2023年8月31日	松竹株式会社	劇場使用契約書
2023年11月7日	東宝株式会社	劇場使用契約書(12月公演)
2023年11月7日	東宝株式会社	劇場使用契約書(1月公演)
2024年1月31日	株式会社梅田芸術劇場	劇場使用契約書
2024年2月26日	株式会社ホリプロ	劇場使用契約書
2024年3月22日	東宝株式会社	劇場使用契約書

#### IV. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

##### ① 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当財団は、2015年12月1日開催の理事会で「内部統制システムの基本方針」について、下記のとおり決議し、整備・運用しております。

- [1]理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する同第90条第4項第5号)の整備について、法令等遵守マニュアル及び職務権限規定をもってこれを定める。
- [2]理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第1号)の整備について、文書保存規定をもってこれを定める。
- [3]損失の危険の管理に関する規程その他の体制(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第2号)の整備について、リスク管理規定及びリスク管理方針をもってこれを定める。
- [4]理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第3号)の整備について、法令等遵守マニュアル及び職務権限規定をもってこれを定める。
- [5]使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第4号)の整備について、法令等遵守マニュアルをもってこれを行う。
- [6]監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第5号)について、リスク管理規定をもってこれを定める。
- [7]上記[6]の使用人の理事からの独立性に関する事項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第6号)及び上記[6]の使用人に対する指示の実行性の確保(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第7号)に関する事について、リスク管理規定をもってこれを定める。
- [8]理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第8号)の整備について、リスク管理規定及び職務権限規定をもってこれを定める。
- [9]上記[8]の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第9号)を確保するための体制についてリスク管理規定をもってこれを定める。

[10]監事の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 62 条で準用する同第 14 条第 10 号)についてリスク管理規定をもってこれを定める。

[11]その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 62 条で準用する同第 14 条第 11 号)の整備について、リスク管理規定及び職務権限規定をもってこれを定める。

[12]市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力とは、一切の関係遮断に取り組むこととし、その実現に向けた体制の整備について、反社会的勢力対策マニュアルをもってこれを定める。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

[1]当財団の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・「法令等遵守マニュアル」において、全役職員が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定め、周知徹底を図っている。
- ・また、定款及び職務権限規定に基づき理事会を開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、理事の職務の執行の監督等を行っている。
- ・さらに内部通報窓口を財団内に設置し、理事に対する公益通報者保護法に基づく通報があった場合は、監事に連携し、適切に対応する体制を構築している。

[2]当財団の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ・「職務権限規定」、「文書保存規定」において、文書管理の責任を明確化し、理事を含む全役職員に対して、情報資産の保存および管理の徹底を図っている。
- ・また、理事および監事が、評議員会議事録、理事会議事録等について、必要に応じ閲覧できるようにしている。

[3]当財団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ・「リスク管理規定」、「リスク管理方針」において、リスク区分、リスク区分ごとの管理方針およびリスク管理責任所管を設定している。
- ・また、毎年度、理事会において決定している「内部管理プログラム」における「リスクプロファイル編」において、想定リスクを洗い出し、未然防止策・早期検知策を策定している。その取組状況について、事業年度終了後に 理事会に報告を行っている。

[4]当財団の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・定款及び2023年6月26日開催の理事会において理事の職務分掌を行い、当該職務分掌に基づき、各理事は職務を執行している。なお、各分掌における権限は、「職務権限規定」において明確にしている。
- ・また、理事は、業務執行状況について、年間2回以上の頻度で、理事会に報告を行っている。

[5]当財団の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・「法令等遵守マニュアル」において、全役職員が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定め、周知徹底を図っている。
- ・また、毎年度、理事会において決定している「内部管理プログラム」における「リスクプロファイル編」において、コンプライアンスに係る想定リスクを洗い出し、未然防止策・早期検知策を策定している。その取組状況について、事業年度終了後に理事会に報告をしている。

[6]当財団の監事の職務を補助すべき使用人に関する体制に関する事項

- ・監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置くこととしているが、現時点において、監事からの求めはなく、当該使用人は置いていない。

[7]当財団の監事の職務を補助すべき使用人の当財団の理事からの独立性に関する事項及び同使用人に対する指示の実行性に関する事項

- ・監事の職務を補助すべき使用人を置く場合、その任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分については、監事の同意を得た上で行うこと及び、十分な知識能力を備えた十分な数の者を置き、監事補助職務に関して専ら監事の指示に従うこととしているが、現時点において、当該使用人は置いていない。

[8]当財団の理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制に関する事項

- ・リスク管理及びコンプライアンスの取組状況について、定期的に監事に報告している。
- ・また、「リスク管理規定」等に基づき、重大な法令・定款違反その他当財団の業務または業績に影響を与える重要な事項について速やかに監事に報告する体制としている。2023年度は、当該事項について監事に報告した事項はない。



[9]当財団の理事及び使用人が監事への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- ・監事への報告者に対する不利な取扱いの禁止について、周知している。2023年度、監事へ報告したことを理由として不利な取扱いが行われた事例はない。

[10]当財団の監事の職務執行について生ずる費用または債務の処理等に係る方針に関する事項

- ・監事の職務の執行に必要な費用について、請求に基づき支出をしている。

[11]当財団監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・理事会は、監事が理事会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の経過及び業務遂行の状況などを把握できるように監事の監査環境の整備を図っている。
- ・また、監事との意見交換、事業所の調査に応じている。

[12]当財団における反社会的勢力との関係遮断を実現するための体制に関する事項

- ・反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むため、「反社会的勢力対策マニュアル」を定め、契約書への暴力団排除条項の導入、取引開始前の反社チェック、既存取引先に対するスクリーニング等に取り組むとともに、その取組状況については、事業年度終了後に理事会に報告をしている。